

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 解除予定の保安林(四件)
 - 林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定
 - 基本測量の実施(二件)
 - 建築基準法による道路の指定
 - 土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第四百五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった

ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
加藤医院佐治分院	八頭郡佐治村加瀬木 一三〇〇番地	昭和五十三年二月二十八日
松崎 医 院	日野郡日南町阿毘縁 一五八二番地	昭和五十三年二月二十七日

鳥取県告示第四百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村加瀬木 二二三五番地	昭和五十三年三月一日
仙田 薬 局	米子市角盤町一丁目 二五番地	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第四百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字ムカゴ谷一二〇三の一、字西山ノ神一二〇四の二、一二〇四の三、一二〇四の五、一二〇四の二二、一二〇四の四〇(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、一二〇四の四二から一二〇四の四八まで(以上七筆国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設用地及び道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二八の五五、七二八の五九、七二八の六一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、七二八の五七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目二一六の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録のまつ消年月日
三十六	横木幸吉	東伯郡三朝町大字柿谷	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	横木幸吉苗畑	東伯郡三朝町大字柿谷	昭和五十二年十月二十五日

鳥取県告示第四百十二号

昭和五十三年四月五日付けで西伯郡淀江町大字淀江二四三番地谷野一恵ほか四十六人の者から申請のあつた淀江駅南地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年四月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等水準測量)

二 作業期間

昭和五十三年五月八日から同年十二月二十五日まで

三 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、東伯町、赤碕町、大栄町、羽合町、泊村、気高町、青谷町、河原町、用瀬町、智頭町、岩美町及び福部村

鳥取県告示第四百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

昭和五十三年五月八日から同年十一月二十二日まで

三 作業地域

三朝町

鳥取県告示第四百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和五十三年四月二十五日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の指定の地域	種類及び路線名	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
気高都市計画事業砂丘(第一工区)土地区画整理事業が施行される地域	都市計画街路三十四号 砂丘一号线	一六・〇〇	(五四九・〇〇の内) 二四四・〇〇
	都市計画街路三十五号 砂丘二号线	一一・〇〇	(四六二・六〇の内) 六二・六〇
	都市計画街路三十四号 一号线 勝見短尾線	一六・〇〇	九〇・一五〇
	区画街路十六号線	六・〇〇	一八三・一〇
	区画街路十七号線	六・〇〇	六〇・一〇
	区画街路二十七号線	六・〇〇	一六二・九〇
	区画街路二十八号線	六・〇〇	一四〇・六〇
	区画街路二十九号線	六・〇〇	二四二・六〇
	区画街路三十号線	六・〇〇	一四四・二〇
	区画街路三十一号線	六・〇〇	二三九・六〇
	区画街路三十二号線	六・〇〇	一三四・八〇
	区画街路三十三号線	六・〇〇	一八六・九〇
	区画街路三十四号線	六・〇〇	一〇三・五〇
	区画街路三十五号線	六・〇〇	一二七・七〇

鳥取県告示第四百十六号

福庭土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年四月十七日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区画街路三十六号線	六・〇〇	八三・五〇
区画街路三十七号線	四・〇〇	六八・七〇
区画街路三十八号線	四・〇〇	三三四・二〇
区画街路三十九号線	四・〇〇	二〇七・二〇
区画街路四十号線	四・〇〇	六〇・〇〇
区画街路四十二号線	四・〇〇	六二・二〇